

こんごは届出証明が必要

対馬海域へのイカ漁業進出

不知火海沿岸の漁民たちは近海漁業に活路を求めて長崎県対馬海域のイカ漁業に出ているが、同海域への進出について長崎県庁と打ち合わせて五日帰任した井福県水産課長補佐は「こんご出漁する漁船は長崎県のイカ漁業届出証明が必要である」と語った。

井福課長補佐の話によると対馬六万島民はイカ漁業を主業として生計を立てており、年間水揚げはスルメ換算約五億円である。しかし同島の漁船は大部分が無動力船で零細漁民が多い。熊本からは水俣八代、天草などの漁船約五十隻が操業しているが、こんご百隻以上に増加する見込みである。また青森や島根方面からもこの海域にきており、長崎県以外の船は二百隻もある。しかも熊本関係の船は二一三丁だが、他県の船は二〇一

三〇丁の大型船が多い。イカ漁業は自由操業で他県の船はいけないうい禁止規程はない。しかし二一三丁の船の照明はわずか二一三丁しよく光だが、大型船は五千しよく光以上の集魚灯をもっている。イカをこっそり水揚げし、地元の零細漁業を圧迫している。

長崎県では同県のイカ漁船に届出証明を出しており、同県以外の船も証明を受けてほしいと協力を望んでいるという。熊本の漁船は小型なので、地元漁業を圧迫するという声は出ていない。しかし水産庁や熊本県がイカ漁業を指導していることでもあるので、長崎県の要求をいれてこんご届出証明を受けることになった。